

iHeart Japan 株式会社  
貸借対照表  
(2022年12月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
流動資産	847,200,928	流動負債	24,155,325
現金及び預金	803,844,370	未払金	18,550,043
貯蔵品	12,094,756	預り金	1,205,282
前払金	17,930,275	未払法人税等	1,900,000
未収入金	94,330	契約負債	2,500,000
前払費用	1,278,930	固定負債	5,500,000
未収還付消費税等	11,958,267	資産除去債務	5,500,000
		負債の部合計	29,655,325
		純資産の部	
固定資産	2,714,926	株主資本	820,260,529
有形固定資産	25	資本金	10,000,000
工具器具備品	25	資本金	10,000,000
無形固定資産	1	資本剰余金	1,082,824,070
特許権	1	資本準備金	857,127,000
投資その他の資産	2,714,900	その他資本剰余金	225,697,070
敷金	2,714,900	利益剰余金	△ 272,563,541
		繰越利益剰余金	△ 272,563,541
資産の部合計	849,915,854	純資産の部合計	820,260,529
		負債・純資産の部合計	849,915,854

注記事項

重要な会計方針に係る事項に関する注記

i) 棚卸資産の評価基準および評価方法：個別法

ii) 固定資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産：定率法
- 2) 無形固定資産：定額法

iii) 収益及び費用の計上基準

当社は、製品等の販売、業務委託契約等に基づく契約一時金により収入を得ております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履

行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

1) 製品等販売による収入

製品等販売による収入については、当該製品等の引渡時点又は検収時点で収益を認識しております。

2) 契約一時金収入

契約一時金収入は、契約上定められた履行義務が一時点で充足される場合には当該時点で収益として認識し、履行義務が一定期間にわたり充足される場合には、当該対価を契約負債として計上し合理的な期間にわたり収益として認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

i) 「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。

ii) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。